

附属資料

① 施策指標の一覧

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
1	111	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人	平和に対する市民意識の高揚を図るため、より多くの市民への啓発が重要であることから、啓発の中心的な場となっている平和祈念資料館の利用者数を指標として設定。	啓発イベントや展示などの充実、周知の対象の拡大による利用者の増加を見込む。	本市実績による
2	112	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人	人権意識の向上を図るため、より多くの市民への人権啓発や教育が重要であることから、指標として設定。	周知の対象の拡大などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
3	112	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校	人権意識の向上を図るため、より多くの児童・生徒が人権について理解を深める機会をもつことが重要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校の応募をめざす。	本市実績による
4	113	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%	男女共同参画社会の実現のため、行政が率先して男女共同参画に取り組む必要があることから、指標として設定。	女性が働きやすい環境づくりや人材育成に取り組むことで、女性の管理職の増加を見込む。	本市実績による ※算出式 女性の管理職の人数 / 管理職の人数 ×100
5	113	交際相手からの暴力(デートDV)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校	男女共同参画社会の実現のため、DV防止などの取組が重要であり、特に、予防については若年層への啓発が重要であることから、指標として設定。	すべての中学校での実施をめざす。	本市実績による
6	121	市のホームページの閲覧者数(月平均)	14.5万人 (H29年度)	20万人	情報共有を推進するため、迅速かつ柔軟に情報提供を行うことのできる市ホームページの活用が効果的であることから、指標として設定。	ホームページの充実などによる閲覧者の増加を見込む。	本市実績による
7	122	市民委員の公募を行っている審議会などの割合(公募できないものを除く)	80.4% (H29年度)	100%	市民参画を推進するため、審議会などへの市民委員の参画を進めることが重要であることから、指標として設定。	すべての審議会など(公募できないものを除く)において市民委員の公募が実施されていることが望ましいことから、100%をめざす。	本市実績による ※算出式 市民委員の公募を行っている審議会などの数 / 審議会などの数(公募できないものを除く) ×100

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
8	122	市民公益活動センター(ラコルタ)の年間利用者数	6.4万人 (H29年度)	7万人	協働を推進するため、活動の場の提供を行うとともに、市民公益活動への支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	講座や研修の充実や、施設に関する周知の強化などによる利用者の増加を見込む。	本市実績による
9	123	自治会加入率	51.0% (H29年度)	60%	コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティの形成において大きな役割を担っている自治会の加入率を指標として設定。	自治会加入率が減少傾向にある中で、自治会活動への支援や新たに転入してきた世帯への周知の強化などによる加入世帯の増加を見込む。	※算出式 自治会に加入している世帯数／総世帯数(住民基本台帳)×100
10	123	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用件数	4.5万件 (H29年度)	4.8万件	コミュニティの活性化を図るため、市民が集う機会の提供などコミュニティ活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	コミュニティ活動への支援や施設に関する周知の強化などによる利用件数の増加を見込む。	本市実績による
11	211	各種団体との防災協定締結数	64件 (H29年度)	100件	危機管理体制の充実を図るため、関係機関との連携の強化が重要であることから、指標として設定。	防災協定締結団体数の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年4件程度の増加を見込む。	本市実績による
12	212	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5% (H29年度)	100%	地域の防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった防災・減災の取組が重要であり、自主防災組織の結成を進める必要があることから、指標として設定。	すべての連合自治会で結成されることをめざす。	※算出式 自主防災組織を結成している連合自治会数／連合自治会数×100
13	213	消防団員数	179人 (H30年度)	250人	消防体制の充実を図るため、市民による地域に密着した消防組織である消防団の体制強化が重要であることから、指標として設定。	吹田市消防団条例第3条に規定する定員数まで消防団員を増加させることをめざす。	本市実績による
14	213	普通救命講習などの年間受講者数	1万人 (H29年度)	1万人	救急救命体制の充実を図るため、より多くの市民が適切な応急処置を実施できることが重要であることから、指標として設定。	国の検討では、成人人口の20%に救命講習を実施すれば、救命率の向上に有効とされており、本市では、より充実した体制とするため、10年間で、生産年齢人口の40%(約10万人)に対し救命講習などを実施することとし、1年度当たり1万人を目標とする。	本市実績による
15	221	防犯に関する講座の年間受講者数	710人 (H29年度)	1,500人	防犯力の向上を図るため、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、指標として設定。	これまでに講座を実施していない児童センターや自治会などへの周知による、受講者の増加を見込む。	本市実績による

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
16	222	消費者向けの講座の年間受講者数	594人 (H29年度)	700人	消費者意識の向上を図るため、消費者教育や啓発が重要であることから、指標として設定。	周知の強化などによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
17	311	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1万人 (H29年度)	6万人	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、生きがいづくりの活動が行える場の提供と活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	高齢者生きがい活動センターが主催する事業の充実などによる利用者の増加を見込む。	本市調査による
18	312	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5% (H29年度)	32%	高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう、さまざまな取組を実施した成果を表す指標として設定。	平成29年(2017年)4月時点の国の実績値(32.1%)以下をめざす。	※算出式 要支援・要介護の認定者数／75歳以上人口×100
19	312	認知症サポーターの養成数(累計)	2.2万人 (H29年度)	5.6万人	高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進するため、市民による見守りを増やしていくことが重要であることから、指標として設定。	「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の考え方に基づき、算出。	本市実績による
20	313	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28年度)	70%	質の高い介護サービスが供給されている状況を表す指標として設定。	介護サービスの質の向上を図り、利用者の満足度の向上をめざす。	本市調査による
21	321	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均)	1,274人 (H28年度)	1,860人	障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るため、訪問系サービスの充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績やニーズを踏まえ、訪問系サービスの利用者の増加を見込む。	本市調査による
22	321	グループホームの利用者数(月平均)	337人 (H28年度)	700人	障がい者が地域で自立して生活できるよう、住まいの場の確保を図る必要があることから、指標として設定。	グループホームのニーズの増加傾向を踏まえ、現状の倍以上の利用者数を見込む。	本市調査による
23	322	移動支援事業の利用者数(月平均)	1,059人 (H28年度)	1,230人	障がい者の社会参加の促進のため、外出時の移動支援サービスのニーズに基づいた利用者数を指標として設定。	過去の実績を踏まえ、移動支援事業の利用者の増加を見込む。	本市実績による
24	322	「就労継続支援(非雇用型)事業所」における工賃の平均月額	12,517円 (H28年度)	18,000円	障がい者の社会参加の促進のため、福祉的就労の場における工賃の向上を図ることが重要であることから、指標として設定。	直近3か年で最も高い実績である平成26年度(2014年度)実績(13,286円)に、第4期大阪府障がい福祉計画の工賃向上目標率(34.2%以上)を上乗せし、算出。	本市調査による

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
25	331	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数(地区福祉委員含む)	8.3万人 (H29年度)	8.8万人	住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域のつながりづくりを目的とした小地域ネットワーク活動の参加者が増加することが重要であることから、指標として設定。	地域活動に関する情報発信や活動の場の確保などの支援による参加者の増加を見込む。	本市調査による
26	331	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	0人 (H30年度 事業開始)	130人	災害発生時に災害時要援護者への支援を適切に行うため、福祉避難所ごとに必要なボランティアが配置されている必要があることから、指標として設定。	すべての福祉避難所で必要とされるボランティアの人数が確保されることをめざす。	本市実績による
27	332	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数	87人 (H29年度)	90人	生活困窮者(生活保護受給者を含む)への就労支援の取組の成果を表す指標として設定。	生活困窮者への相談・支援の充実を図ることにより、就労につながった人数を増加させることをめざす。	本市実績による ※実績は、稼働年齢層(15～64歳)における就労人数
28	341	特定健康診査(吹田市国保健康診査)の受診率	46.0% (H28年度)	60%	市民による健康づくりの推進を図るため、生活習慣病の予防や重症化防止の取組の1つとして、特定健康診査の受診率を向上させる必要があることから、指標として設定。	未受診者への健診受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制の整備を進めることで、受診率の増加をめざす。	本市実績による ※算出式 40～74歳の健診受診者数 / 40～74歳の吹田市国民健康保険加入者数 × 100
29	341	生活習慣改善に取り組む市民の割合	男性:53.4% 女性:59.1% (H28年度)	男性:58% 女性:65%	市民が主体的に健康づくりに取り組むことができている状況を表す指標として設定。	市民の健康意識の向上に向けた取組や地域での健康づくり活動への支援の充実を図ることにより、成果の向上を見込む。	本市調査による
30	342	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件 (H30年度 事業開始)	180件	健都を生かした健康づくりの取組を推進するため、さまざまな運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことが重要であることから、指標として設定。	健康増進広場などでの運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことをめざす。	本市実績による
31	343	地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)	210人 (H29年度)	1,600人	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、在宅医療の推進や、かかりつけ医の定着促進に関する啓発が重要であることから、指標として設定。	在宅医療の推進やかかりつけ医の定着促進などに関する講座やシンポジウムの内容の充実を図ることにより、参加者の増加を見込む。	本市実績による
32	411	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	働きながら子育てができる環境の整備状況を表す指標として設定。	保育所などの受け入れ枠の確保により、待機児童の解消をめざす。	本市実績による

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
33	412	「子育て支援 コンシェル ジュ」の年間 利用者数	3,510人 (H29年度)	5,000人	子育て支援サービスを効果的に実施するため、子育て支援サービスと利用者を適切につなげることが重要であり、コンシェルジュの利用促進を図る必要があることから、指標として設定。	子育て支援コンシェルジュの設置箇所数の増加により、相談しやすい環境を整えることで利用者の増加を見込む。	本市実績による
34	413	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合	72.2% (H29年度)	80%	保護者の育児に関する不安の軽減や、虐待の未然防止・早期発見のため、乳児のいる家庭に訪問し、必要に応じて適切な支援につなげることが重要であることから、指標として設定。	留守などで面談ができなかった家庭へのフォローを強化し、面談を行うことができた家庭の割合の増加をめざす。	本市実績による ※算出式 家庭を訪問し面談を行った家庭数／生後4か月までの乳児がいる家庭数×100
35	413	「ひとり親家庭相談」における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数	20人 (H29年度)	50人	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、就業支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	ひとり親に対する就業相談において、就業支援専門員の配置など支援の充実を図ることによる成果の向上を見込む。	本市実績による
36	421	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小:87.1% 中:78.4% (H29年度)	小:95% 中:86%	主体的に学習する姿勢を身につけるため、目的意識をもつことが重要であることから、指標として設定。	全国で一位の都道府県(※)の割合と同等となることをめざす。 ※秋田県:小95%、中86%(H29年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
37	421	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小:86.6% 中:80.6% (H29年度)	小:92% 中:86%	教育内容の充実や良好な人間関係などにより、学校へ行くのが楽しいと感じられている状況を表す指標として設定。	全国で一位の都道府県(※)の割合と同等となることをめざす。 ※和歌山県:小92%、秋田県・山口県:中86%(H29年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
38	422	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	100% (H36年度まで)	建設から30年を経過した校舎や体育館が全体の約9割を占めており、安全で快適な学校教育環境の整備を図るため、校舎などの老朽化対策が必要であることから、指標として設定。	老朽化対策が必要な施設(校舎:47校、体育館:41校)の改修を計画通り完了することをめざす。	本市実績による ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行う学校数×100
39	422	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5% (H29年度)	100% (H32年度まで)	快適な学校教育環境の整備を図るため、学校のトイレの改修工事が必要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校(平成27年(2015年)開校の千里丘北小学校を除く)で改修工事が計画通り完了することをめざす。	本市実績による ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行う学校数×100

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
40	431	青少年指導者 講習会の年間 受講者数	268人 (H29年度)	350人	青少年の健全育成を図るため、地域での見守りが重要であり、青少年指導者や指導者団体を養成する必要があることから、指標として設定。	受講対象者の拡大や内容の充実を図ることによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
41	431	青少年施設 主催イベント・ 講座などの年 間参加者数	13.6万人 (H29年度)	14万人	青少年の健全育成を図るため、子供たちが仲間をつくり、さまざまな体験・活動や学習をする機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	青少年クリエイティブセンターなどの青少年施設で実施するイベントについて、内容の充実を図ることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
42	432	留守家庭児童 育成室の 受入児童数	3,236人 (H29年度)	4,600人	放課後などに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	留守家庭児童育成室の利用を必要とする児童の増加に対応することによる受入児童の増加を見込む。	本市実績による
43	432	太陽の広場 などの年間参 加者数	20.7万人 (H29年度)	22.7万人	放課後などに、児童がさまざまな体験や活動を行いながら、安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	開催回数や活動内容の充実を図ることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による ※算出式 太陽の広場参加者数＋地域の学校参加者数
44	441	市民大学講 座の年間受 講者数	2,538人 (H29年度)	3,000人	あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、学習機会の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	講座内容の充実や周知の強化などによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
45	442	地区公民館 の年間利用 者数	43.4万人 (H29年度)	46.6万人	生涯学習活動を行える場の提供を行うとともに、学習支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	公民館での講座内容の充実や周知の強化などによる利用者の増加を見込む。	本市実績による
46	442	図書館の年 間入館者数	195.8万人 (H29年度)	222万人	生涯学習活動において、図書館が大きな役割を担っていると考えられることから、指標として設定。	近隣市との広域利用など、サービスの充実を図るとともに、新たな図書館を整備することによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
47	511	市域の年間 エネルギー消 費量	18.9PJ (H27年度)	13.1PJ	節エネルギー、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組の成果を表す指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」の考え方に基づき、算出。	本市調査による
48	511	市域の太陽 光発電シス テム設備容 量(累計)	1.5万kW (H28年度)	3.5万kW	再生可能エネルギーの普及啓発の成果を表す指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」の考え方に基づき、算出。	本市調査による

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
49	512	「マイバッグ」 の持参率	44.1% (H29年度)	80%	ごみの排出抑制を図るため、環境負荷の軽減に向けたライフスタイルの見直しなどに関する市民への啓発が重要であることから、指標として設定。	レジ袋の無料配布を中止した店舗の実績(約80%)を踏まえ、市全体でその水準をめざす。	※算出式 レジ袋をもらわなかった商品購入者／商品購入者×100(市内の「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結店舗における割合)
50	512	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	760g	ごみの減量に向けた取組の成果を表す指標として設定。	大阪府内でごみ排出量が最も少ない市(※)と同等となることをめざす。 ※八尾市:760g(平成26年度(2014年度))	本市実績による
51	513	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	80%	安全で健康な生活環境を保全するため、公害が発生しないよう、事業者などに対する助言や指導が重要であることから、指標として設定。	安全で健康な生活環境を維持するため、苦情はすべて解決されることが望ましいが、内容や受付時期により年度内の解決が困難な場合もあるため、過去5年の苦情の受付・対応状況や解決割合などを踏まえ、目標値を算出。	本市実績による
52	513	「環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	40団体	良好な生活環境の維持などを図るため、市民の美化意識の向上が重要であることから、指標として設定。	啓発などによる年1～2団体の増加を見込む。	本市実績による
53	611	まちづくりのルール(地区整備計画)の策定地区数[面積]	52地区 [160.9ha] (H29年度)	75地区 [230ha]	地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、必要に応じてまちづくりのルールを定めることが重要であることから、指標として設定。	地区整備計画の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年2地区程度(年6ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
54	611	景観に関するルール(景観重点地区)の指定地区数[面積]	20地区 [88.7ha] (H29年度)	40地区 [150ha]	地域の特性を生かし、良好な景観形成を図るため、必要に応じて景観に関するルールを定めることが重要であることから、指標として設定。	重点地区の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年2地区程度(年6ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
55	612	住宅の耐震化率	81.4% (H27年度)	95%	良好な住環境の形成を図るため、災害に強いまちづくりを進めることが重要であり、市内住宅の耐震化を図る必要があることから、指標として設定。	国や大阪府の方針を踏まえ、住宅の耐震化率を95%以上とすることをめざす。	※算出式 耐震性を満たす住宅数／住宅総数×100

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
56	612	空き家のうち 腐朽・破損 のあるものの 割合	28.7% (H25年度)	10%	良好な住環境の形成を 図るため、適正に管理さ れていない状態で放置 された空き家を減らすこ とが重要であることから、 指標として設定。	大阪府「住まうビジョン」 に基づき、腐朽・破損の ある空き家の割合を減 らすことめざす。	総務省「住 宅・土地統計 調査」による
57	613	公園などの 面積	358.8ha (H29年度)	361.6ha	みどり豊かな都市空間 の形成のため、まとま ったみどりの少ない地域 には、公園などの公共 のみどりの整備を行う必 要があることから、指標 として設定。	まとまったみどりの少な い地域などで、公園など の整備を行える可能性 のある一定の土地を想 定し、目標とする面積を 算出。	本市実績に よる ※面積は、公 園、緑地など の合計面積
58	613	「みどりの協 定」に基づく 取組などを行 う団体数	28団体 (H29年度)	60団体	みどり豊かな都市空間 の形成のため、道路に 面した民有地の緑化な どの取組を広げることが 重要であることから、指 標として設定。	南吹田緑化重点地区 で、花やみどりを活かし たまちづくりの推進によ り、活動団体の増加を 見込む。また、同地区で の取組の波及効果など により、他の地域でも団 体数が増加することを めざす。	本市実績に よる
59	621	バリアフリー 重点整備地 区内の主要 な生活関連 経路などの整 備延長	8.3km (H29年度)	17km	安全・快適な道路環境 を確保するため、道路の バリアフリー化を進める 必要があることから、指 標として設定。	国の目標に基づき、重 点整備地区内の生活 関連経路(約16km)の バリアフリー化を進め、 その後、準生活関連経 路(約1km)を整備する ことをめざす。	本市実績に よる ※生活関連 経路と準生 活関連経路 の整備延長
60	621	都市計画道 路の整備率	91% (H29年度)	96%	安全・快適な都市を形 成するため、都市計画 道路は重要な基盤の1 つであることから、指標 として設定。	今後10年間で整備を 進める都市計画道路を 計上し、目標値を算出。	※算出式 完 成済み都市 計画道路延 長／都市計 画道路の計 画延長×100
61	622	水道管路の 更新延長	7.2km (H29年度)	93km	水道施設を適切に維持 管理するため、水道管 路の老朽化に対応する 必要があることから、指 標として設定。	水道管路の健全度や 事業量の平準化などを 踏まえた中長期的な検 討に基づき、平成31年 度(2019年度)から老 朽化した水道管路を年 8km程度ずつ更新を進 めることを見込む。	本市実績に よる
62	622	水道基幹管 路の耐震化率	41.9% (H29年度)	58%	災害に強い水道システ ムの構築を図るため、地 震などの災害リスクを軽 減する必要があり、水道 管の中でも重要な役割 を担う基幹管路の耐震 化率を指標として設定。	基幹管路のうち、送水 管・配水管を中心に 管路の重要度に基づ き、今後10年間で整備 すべき耐震管を計上し (約20km)、目標値を 算出。	本市実績に よる ※算出式 基 幹管路耐震 管延長／基 幹管路延長 ×100
63	623	下水道管路 の更新及び長 寿命化延長	23.9km (H29年度)	65km	下水道施設を適切に維 持管理するため、下水 道管路の老朽化に対 応する必要があること から、指標として設定。	「下水道長寿命化計 画」に基づき、年3.5km 程度ずつ更新などを進 めることを見込む。	本市実績に よる

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
64	623	雨水排水施設の整備率 (1時間に約50mmの降雨に対応)	54.0% (H29年度)	55%	豪雨による浸水被害の軽減などを図るため、雨水排水施設の整備を進める必要があることから、指標として設定。	10年に1回程度生じる降雨(1時間に約50mm)に対応できる雨水排水施設の整備に向け、「公共下水道事業計画」に基づき、雨水排水施設の整備率の向上をめざす。	本市実績による ※算出式 整備済面積／計画面積×100
65	624	自転車通行空間の整備延長	0.9km (H29年度)	40km	安全・快適な交通環境を整備するため、近年増加している自転車利用者にとって安全な通行空間の整備を進める必要があることから、指標として設定。	「自転車利用環境整備計画」に基づき、自転車ネットワーク選定路線のうち、市道(約40km)を計画的に整備することをめざす。	本市実績による
66	711	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	3ポイント	地域経済の活性化を図るため、創業の促進や廃業の抑制が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、創業や事業継続に対する支援による開業率の増加や廃業率の減少を見込む。	総務省「経済センサス」による
67	711	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3% (H29年度)	7%	地域経済の活性化を図るため、空き店舗の活用などにより、商店街の活性化が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、空き店舗活用への支援などによる空き店舗率の減少を見込む。	※算出式 商店街及び小売市場の空き店舗数／商店街及び小売市場の総店舗数×100
68	712	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	612人 (H29年度)	630人	JOBナビすいたを活用した就労支援の成果を表す指標として設定。	求職者と人材不足分野の事業者のマッチングの取組の強化などによる就職者の増加を見込む。	本市実績による
69	712	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	52人 (H29年度)	85人	求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めるため、働く意欲のある障がい者への就労支援の充実が重要であることから、指標として設定。	周知の強化などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
70	721	文化会館(メシアター)の年間入館者数	48.6万人 (H28年度)	50万人	文化の振興を図るため、より多くの市民が文化や芸術にふれることが重要であることから、指標として設定。	入館者数は減少傾向にある中で、文化や芸術にふれる機会の充実などによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
71	722	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4万人 (H29年度)	3.5万人	文化財の活用において、博物館をより多くの市民が利用することが重要であることから、指標として設定。	魅力のある展示など企画の充実による入館者の増加を見込む。	本市実績による
72	723	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5万人 (H29年度)	9.5万人	地域におけるスポーツの振興を図るため、スポーツイベントへより多くの人が参加することが重要であることから、指標として設定。	地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深めることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
73	723	「社会体育リーダー」など 地域における スポーツ指導 者の延べ認 定者数(累計)	4,099人 (H29年度)	5,000人	地域におけるスポーツ の振興を図るため、市民 への指導や助言などを 行うスポーツ指導者の 育成が重要であること から、指標として設定。	指導者はやや減少傾 向にある中で、地域のス ポーツ関係団体や各競 技団体との連携を深 め、養成講座の周知の 強化などによる、指導者 の増加を見込む。	本市実績に よる
74	731	吹田まつりへ の協賛・協力 団体数	536団体 (H29年度)	600団体	本市の魅力の向上や 新たな魅力づくりを図る ため、市民がまちの魅力 を改めて感じられる場と なっている吹田まつりの 活性化が重要であり、さ まざまな団体との連携を 進める必要があることか ら、指標として設定。	さまざまな団体への呼び かけによる協賛・協力団 体数の増加を見込む。	本市実績に よる
75	731	「情報発信ブ ラザ(Inforest すいた)」への 年間入場者数	39.5万人 (H29年度)	45万人	本市の魅力の発信を行 うため、情報発信ブラザ (Inforestすいた)に、よ り多くの人が訪れること が重要であることから、 指標として設定。	魅力のある企画を実施 することによる入場者の 増加を見込む。	本市実績に よる
76	732	大学との連 携による事業 やイベントな どの年間実 施回数	96回 (H29年度)	120回	大学がもつ豊富な人 材、情報、技術をまちづ くりを活用するため、さ まざまな分野で大学との 連携を進めることが重 要であることから、指標 として設定。	大学や学生団体との情 報共有の強化などによ る回数の増加を見込む。	本市実績に よる
77	732	ガンバ大阪と 小学生のふ れあいイベ ントなど応 援イベント への年間参 加者数	2,032人 (H29年度)	5,000人	本市独自の強みを生か したまちづくりを進め、 市民のまちへの愛着や誇 りを醸成するため、ガン バ大阪を活用したイベ ントの実施などが効果 的と考えられることから、 指標として設定。	イベントの実施回数の 増加や周知の強化など による、参加者の増加 を見込む。	本市実績に よる
78	811	財政調整基 金残高	106億円 (H28年度)	100億円	効果的・効率的な行財 政運営の推進を図るた め、継続して安定的な 財政運営を行うための 備えを確保することが重 要であることから、指標 として設定。	過去の実績や同規模 団体(中核市及び施行 時特例市)の状況など を踏まえ、おおむね100 億円の確保をめざす。	本市実績に よる
79	811	公債費比率	7.5% (H28年度)	10%以下	効果的・効率的な行財 政運営の推進を図るた め、将来世代への過度 な財政負担を残さない よう、適正な市債管理 に努めることが重要で あることから、指標とし て設定。	過去の実績や同規模 団体(中核市及び施行 時特例市)の状況など を踏まえ、10%を超え ない範囲で市債管理す ることをめざす。	本市実績に よる ※算出式 公 債費／標準 財政規模× 100

No	施策	指標名	策定時	目標 (H40)	指標として 設定する理由	目標値の考え方・ 積算など	指標の出典・ 定義など
80	812	一般建築物 の個別施設 計画の策定が 完了した割合	0% (H29年度)	100%	公共施設の最適化を 図るため、すべての一 般建築物の個別施設 計画を策定する必要が あることから、指標として 設定。	「公共施設最適化計画 (実施編)」の計画期間 終了時期である平成 32年度(2020年度) 末までに、すべての一般 建築物の個別施設計 画の策定をめざす。	本市実績に よる ※算出式 個 別施設計画 を策定した数 ／個別施設 計画の策定 予定数×100
81	813	職員1人当 たりの年間研 修受講回数	5.9回 (H29年度)	7回	職員の資質向上や能 力開発のため、職員研 修が重要であることか ら、指標として設定。	一人当たりの研修回数 が現状より増加すること をめざす。	本市実績に よる ※算出式 延 べ年間研修 受講者数／ 職員数
82	814	ICTを活用し た行政サービ スの稼働休 止時間	144分 (H29年度)	0分	行政サービスを安定的 かつ効率的に提供する ため、情報システムを障 害なく運用することが重 要であることから、指標 として設定。	システム障害を起こすこ となく、行政サービスを 継続的に提供すること をめざす。	本市実績に よる

2 地域特性

基本構想「V.施策の大綱」では、「地域の特性を生かしたまちづくり」を取組の視点の1つとしています。本資料では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたっての参考として、各分野で共通して把握しておくべき、地域に関する基礎的な情報をまとめます。

取組を進めるにあたっては、必要に応じて、地域の実情に応じた圏域設定を行うこととしており、各分野の個別計画などでは、取組内容に応じて小学校区や中学校区、ブロック単位など、さまざまな圏域が設定されています。ここでは、地域に関する基礎的な情報をまとめるにあたり、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】（基本構想「V.施策の大綱」取組の視点から抜粋）

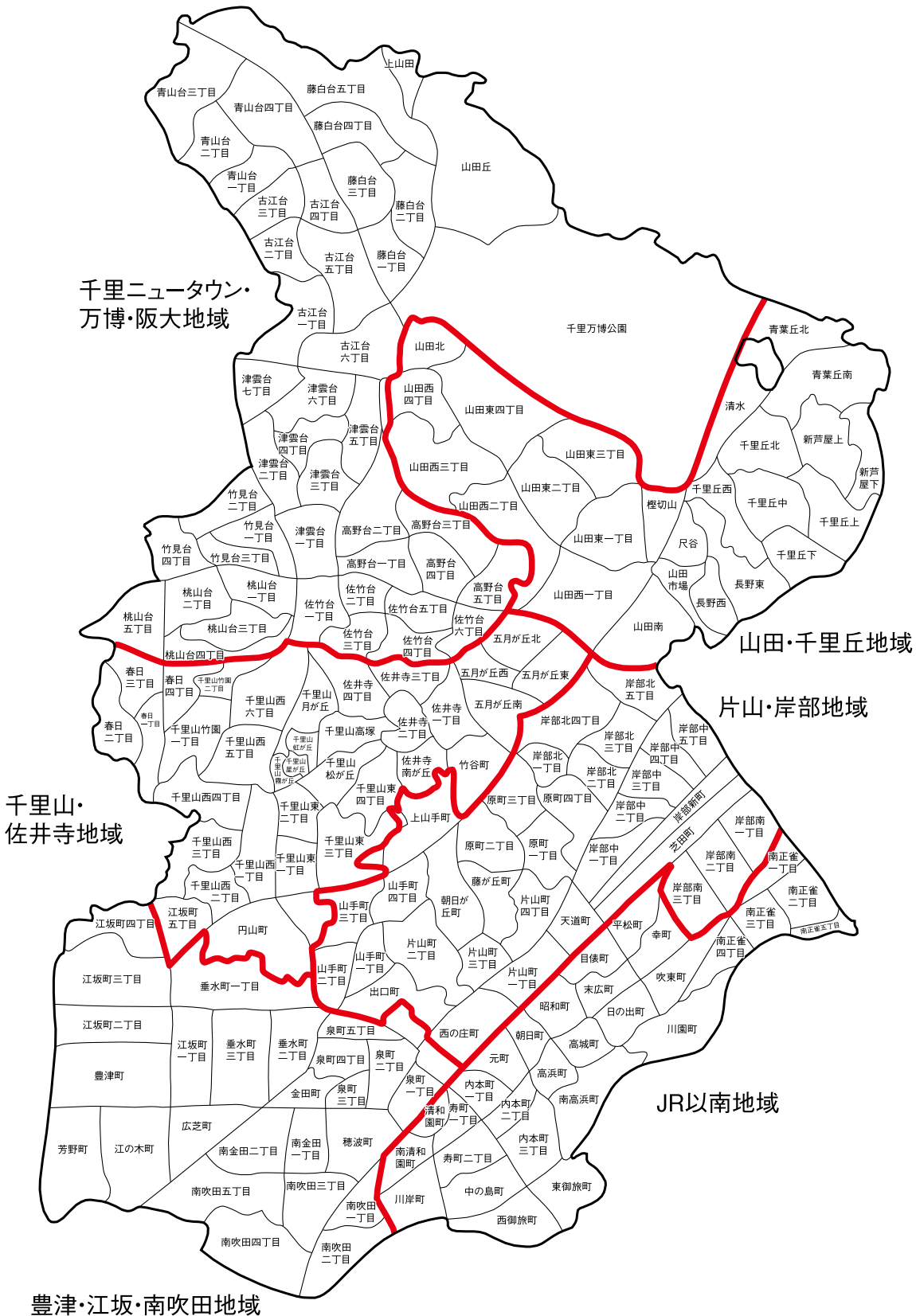
本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

■個別計画による圏域設定の例

個別計画の名称	取組内容と圏域設定	関連する主な施策
第7期高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者の福祉・介護サービスを住み慣れた地域において提供するため、6つのサービス整備圏域を設定。	【3-1-2】 暮らしを支える支援体制の充実 【3-1-3】 介護保険制度の安定的運営
子ども・子育て 支援事業計画	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を整備するため、2区域に区分。 保育所・認定こども園（保育所部分）を整備するため、3区域に区分。	【4-1-1】 就学前の教育・保育の充実
	留守家庭児童育成室を整備するため、小学校区で区分。	【4-3-2】 放課後の居場所の充実
立地適正化計画 （改定版）	都市施設の立地誘導を図るため、鉄道駅を中心とした7つの都市機能誘導区域を設定。	【6-1-1】 土地利用誘導と良好な景観形成
第2次みどりの基本計画 （改訂版）	地域に応じたみどりのまちづくりを行うため、6つのブロックに区分。	【6-1-3】 みどりの保全と創出

■地域の分け方(6つのブロック)



1. 各地域の特性

(1) JR以南地域

この地域は、安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し、水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。

吹田発祥の地といわれ、旧集落のまちなみや高浜神社などの由緒ある寺社など、歴史的な風情が地域内の各所に残っており、また、市内でも戸建住宅が多い地域となっています。吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）や旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）を中心に、歴史・文化資源を活用したさまざまな取組が行われています。JR吹田駅付近には、商店街や商業施設などが立地しています。神崎川沿いには、製造業を中心とする大規模工場や、スポーツグラウンドのある中の島公園が立地しています。また、神崎川・安威川沿いは貴重なみどりと水辺の空間となっています。

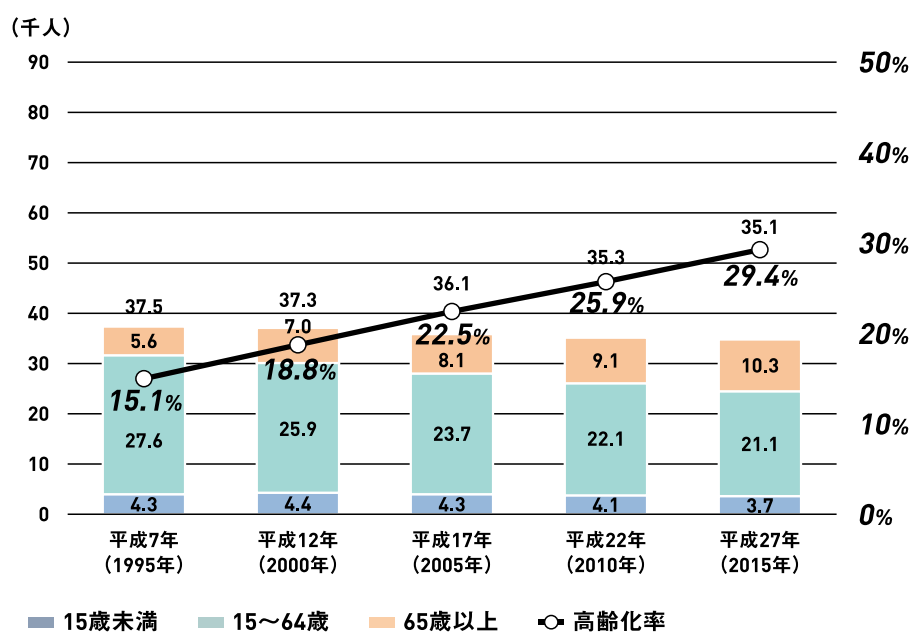
人口は減少傾向にあり、高齢化率は市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

■地域マップ



高浜神社

■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(2) 片山・岸部地域

この地域は、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、平安京などの造営に使われた瓦の産地であったことが知られています。明治・大正時代には、ビール工場や国鉄吹田操車場が設けられ、当時の吹田を「ビールと操車場のまち」とイメージさせました。昭和に入ると、大阪高槻京都線（産業道路）の開通を機に、商店街が形成され、付近の丘陵部は住宅地として発展しました。

吉志部神社、吉志部瓦窯跡など、数々の歴史的建築や文化財、史跡などが残されています。南西部の片山公園周辺には、総合福祉会館や吹田保健所などの公共施設が集積しているほか、大和大学の開学や商業施設の開業により、新たなにぎわいをみせています。東部には、大阪学院大学が立地しています。また、吹田操車場跡地では、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点の形成など、北大阪健康医療都市（健都）の整備が進められており、まちなみが大きく変わりつつあります。

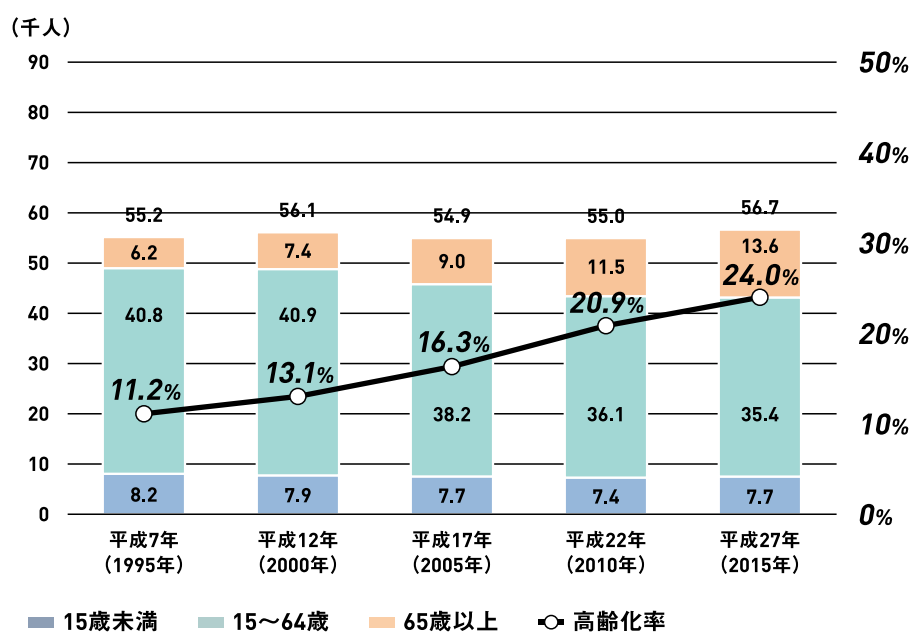
人口は20年間、ほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化率は市内の他の地域と比べてやや高い水準となっています。

■地域マップ



北大阪健康医療都市（健都）

■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(3) 豊津・江坂・南吹田地域

この地域は、地下水が豊富で、垂水神社など水にゆかりのある歴史的資源が多く残っています。また、垂水南遺跡などの遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。千里ニュータウンの開発などを機に、新御堂筋や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進むとともに、江坂駅周辺などの土地区画整理事業により道路や公園などが整備されました。

現在は、江坂駅を中心に北大阪の都心的なまちとして発展しており、卸売・小売業などの店舗や企業が集積するほか、民間の賃貸マンションが多く立地しています。一方、その周辺には旧集落の面影を残すまちなみ、北部には閑静な住宅地が形成されています。東部には市役所や文化会館（メイシアター）、南部の神崎川沿いには大規模な工場が集積しています。南部では、JRおおさか東線の南吹田駅の設置にあわせて、駅前広場や都市計画道路などの整備が進められています。また、高川や糸田川沿いは、貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は増え続けており、生産年齢人口の割合が市内で最も高く、高齢化率は市内で最も低い地域となっています。

■地域マップ



垂水神社

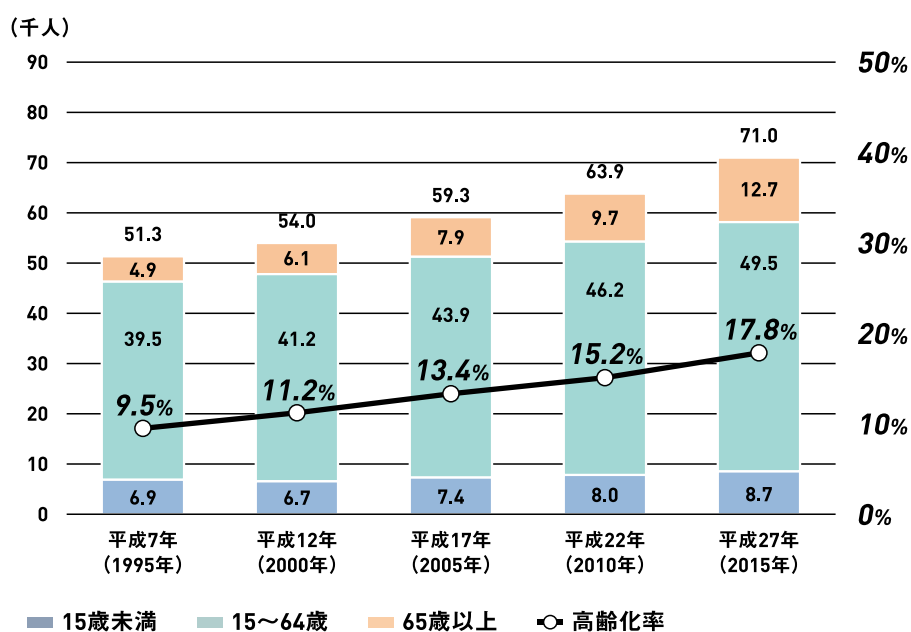


北大阪急行江坂駅周辺



JR南吹田駅

■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(4) 千里山・佐井寺地域

この地域は、古くから千里丘陵の尾根筋や谷筋に集落が形成され、歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺、春日神社など歴史的資源が数多く残されています。

中央部の千里山地区は、大正末期の北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の開通に伴う開発により、閑静な住宅街として発展してきました。近年、千里山駅東側は再整備され、千里山コミュニティセンターや商業施設が開業しました。また、関西大学の周辺には、学生向けのにぎわいのある商業地が形成されてきました。東部の佐井寺地区では、古くからの趣を残す市街地に加えて、土地区画整理事業により道路や公園などが整備され、新しい住宅が多く建設されました。

また、人口はゆるやかな増加傾向で、高齢化率は市内の他の地域と比べて低い水準となっています。



阪急千里山駅周辺

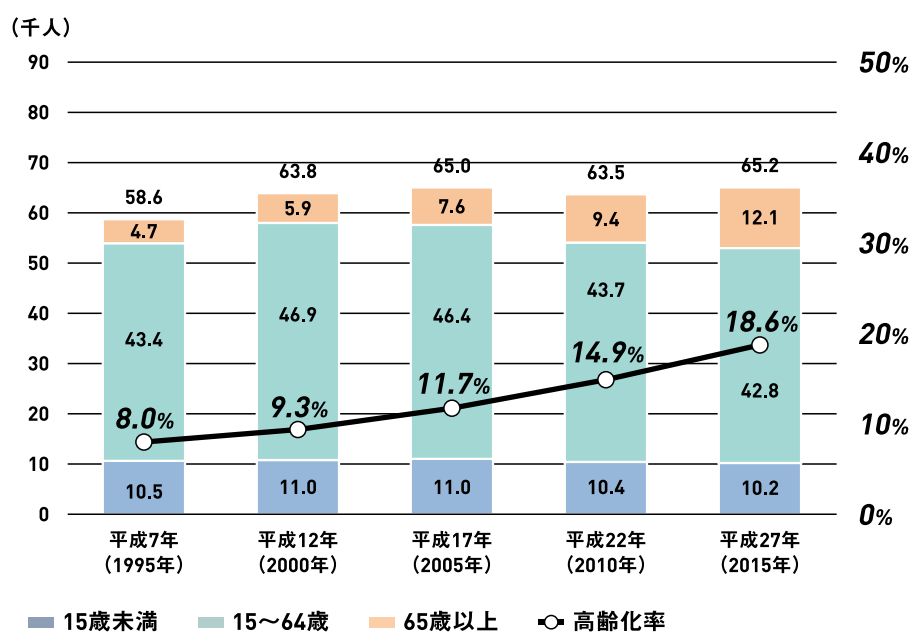


佐井寺旧集落

■地域マップ



■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(5) 山田・千里丘地域

この地域は、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されており、旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権六おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

西部の山田西地区では、マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みました。地域活動が盛んで、ヒメボタルの保存活動なども行われています。山田駅周辺には、商業施設や、子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいぴあ)が立地しています。東部の千里丘地区では企業の厚生施設などが多く立地していましたが、住宅地へ変化している場所が多くみられます。大規模マンションの開発なども進められ、多くのファミリー世帯の転入により児童数が増加し、新たに千里丘北小学校が開校しました。

人口は、開発により住宅供給が進んだことから、平成17年(2005年)からは増加が続いています。また、高齢化が急速に進んでいます。

■地域マップ



凡例	
---	地域境界線
 	大規模な公園、緑地など
文	小学校
文	中学校
文	高等学校

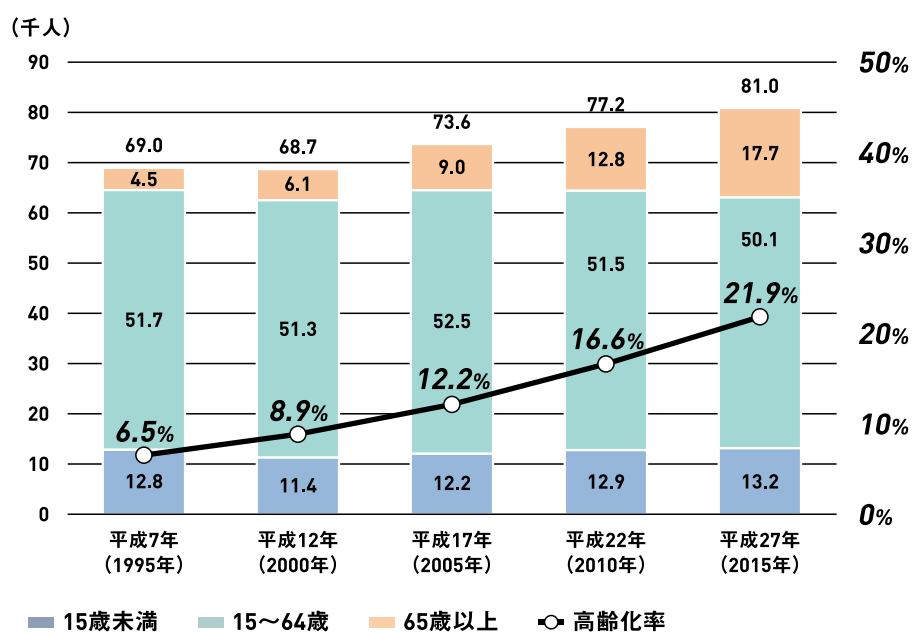


山田旧集落



市立千里丘北小学校

■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和30年代から約10年にわたる大規模なニュータウン開発や、大阪大学の移転、日本万国博覧会の開催を経て、現在では、みどり豊かで計画的に整備されたまちなみが広がっています。

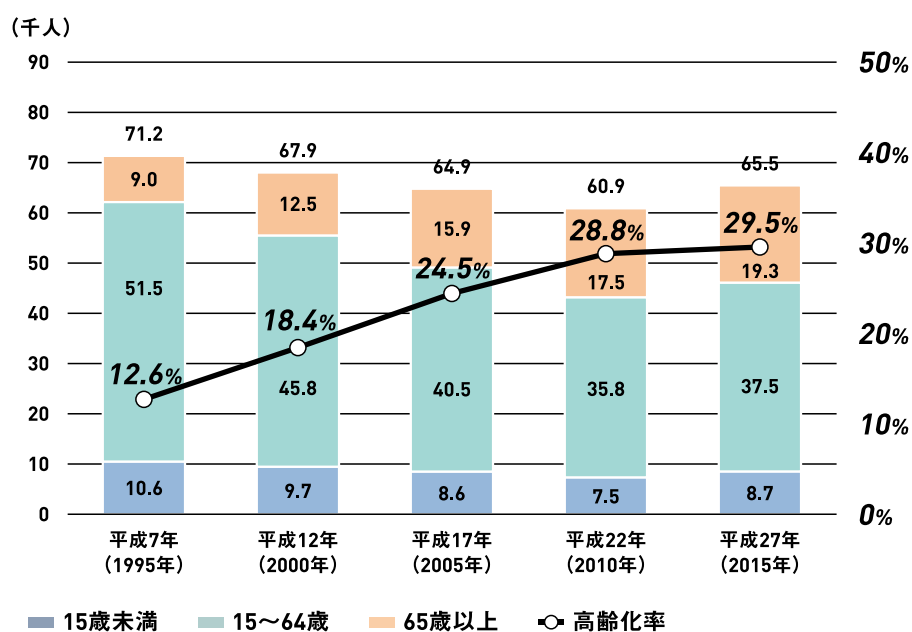
千里ニュータウンは、共同住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、道路や公園などの公共空間が計画的に整備され、落ち着いた住宅地として成熟したまちとなっています。ニュータウン建設から半世紀以上が経過し、老朽化した公的住宅の集約建替が進むとともに、余剰地へのマンション開発が行われています。北部から中部にかけては、大阪大学や千里金蘭大学、理化学研究所が立地しています。万博記念公園には、国立民族学博物館など文化・学術・研究施設や、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設などが立地するほか、近年、市立吹田サッカースタジアムや大規模な商業施設が開業し、市内外から多くの人が訪れるにぎわいのあるエリアとなっています。

人口は減少傾向にありましたが、再開発による住宅供給が進み、平成27年(2015年)には大幅な増加に転じています。また、高齢化率は、市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

■地域マップ



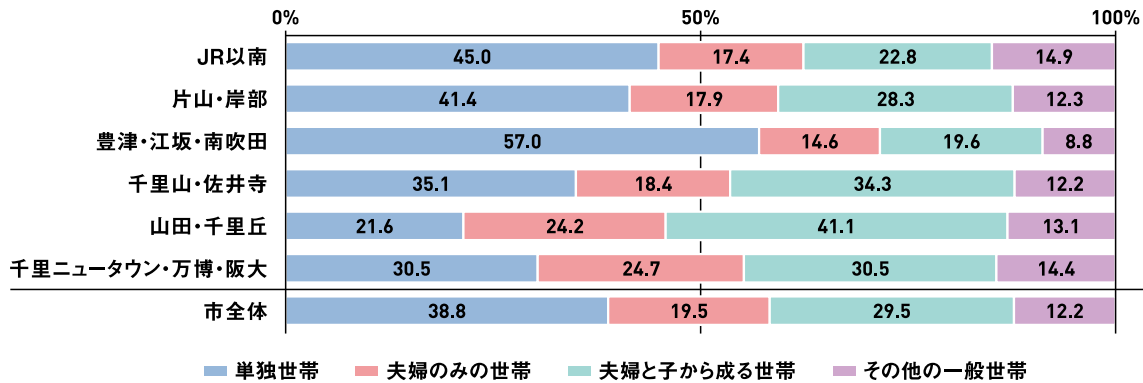
■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

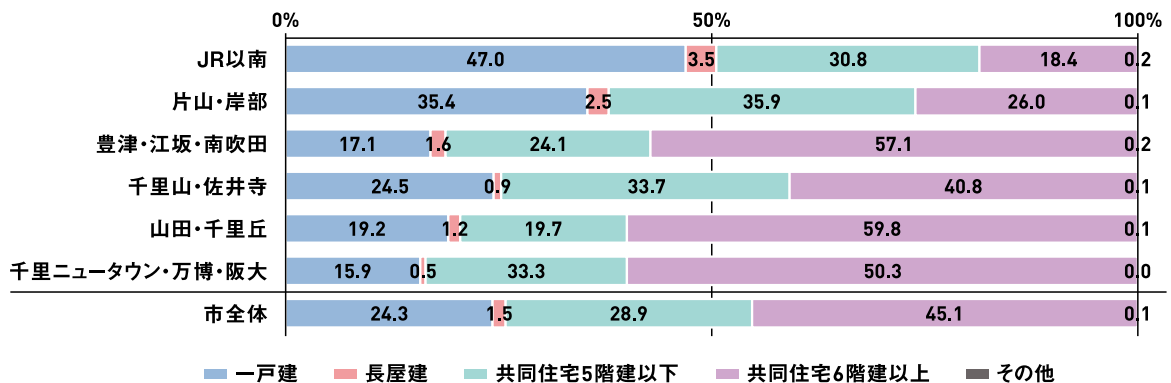
2. さまざまなデータでみる地域

■世帯類型別世帯数の割合



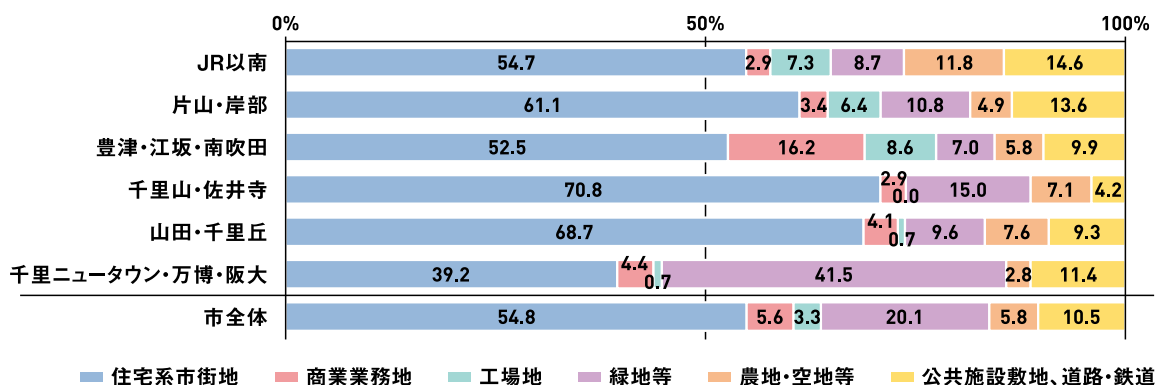
総務省「平成27年国勢調査」から作成

■住宅の建て方別世帯数の割合



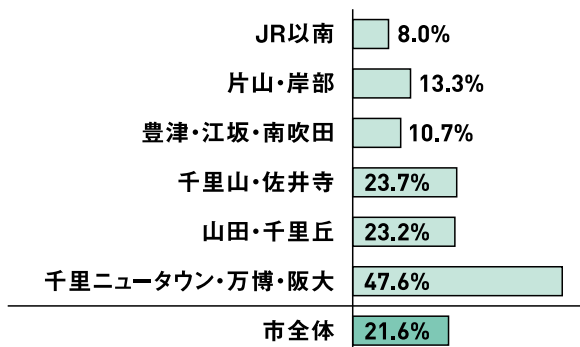
総務省「平成27年国勢調査」から作成

■土地利用状況



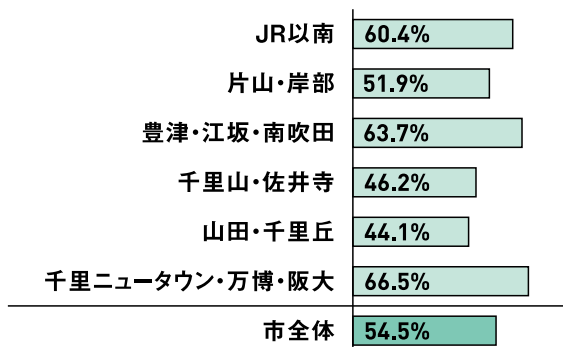
吹田市「平成27年都市計画基礎調査」から作成

■緑被率



吹田市「第2次みどりの基本計画(改訂版)」
(平成28年)から作成

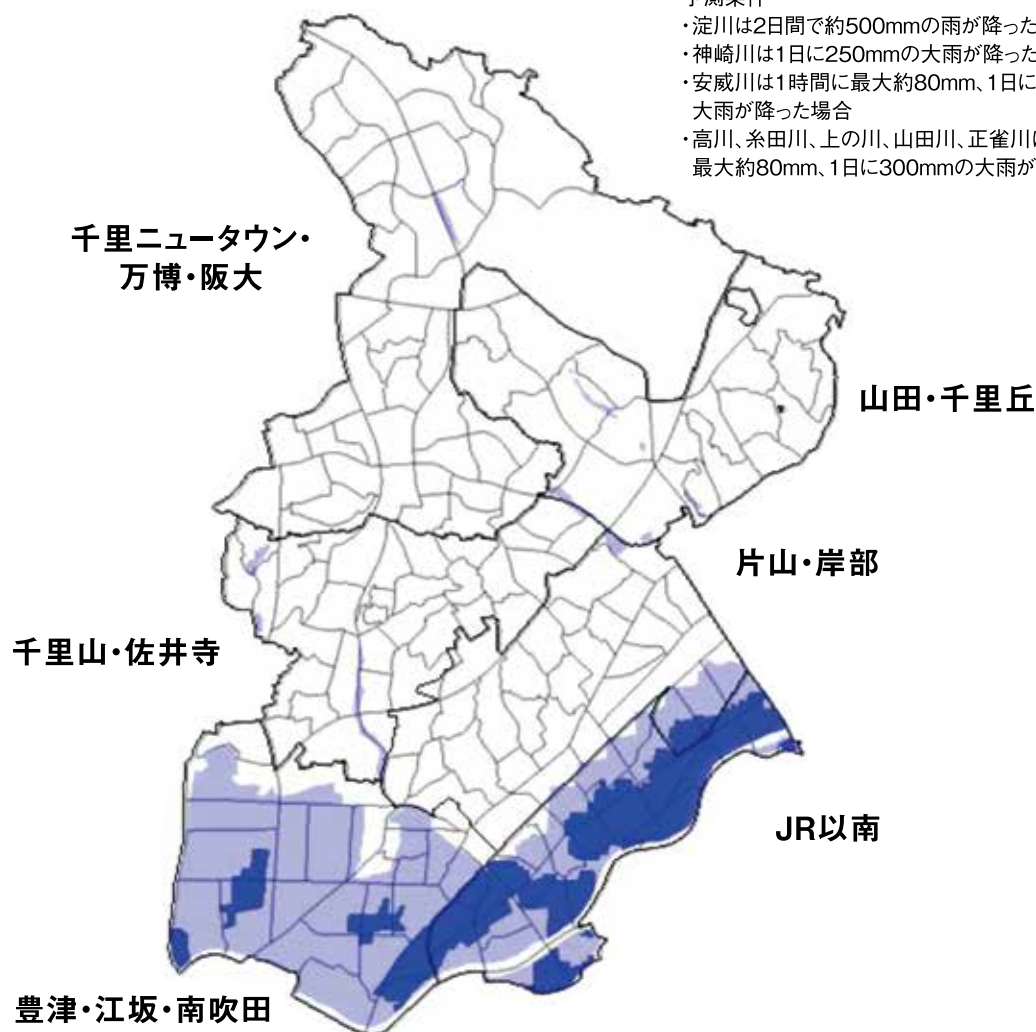
■公共交通網の便利さに満足している市民の割合



吹田市「平成26年度吹田市市民意識調査」から作成

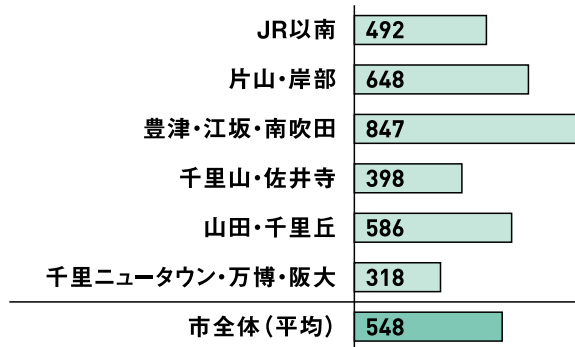
■洪水ハザードマップ

- …浸水想定区域(深さ2m未満)
 - …浸水想定区域(深さ2m以上5m未満)
- 予測条件
- ・淀川は2日間で約500mmの雨が降った場合
 - ・神崎川は1日に250mmの大雨が降った場合
 - ・安威川は1時間に最大約80mm、1日に約250mmの大雨が降った場合
 - ・高川、糸田川、上の川、山田川、正雀川は、1時間に最大約80mm、1日に300mmの大雨が降った場合



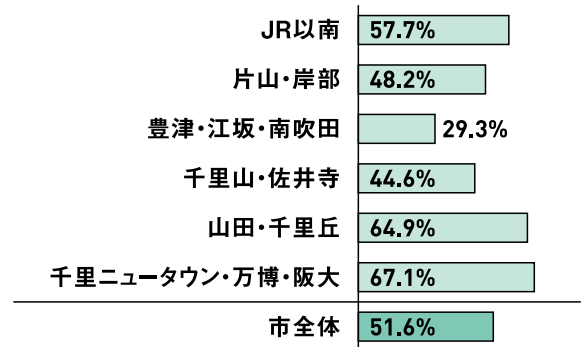
吹田市「吹田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」(平成28年)から作成

■犯罪発生件数



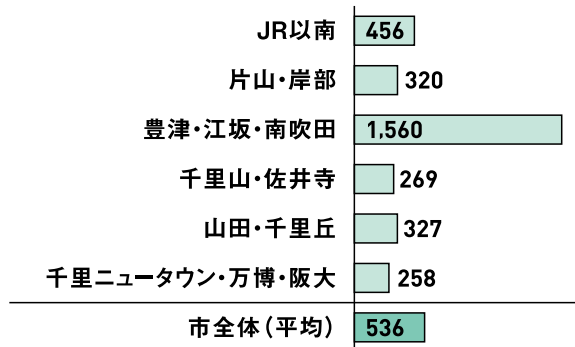
吹田警察署「平成28年吹田防犯協議会支部別犯罪発生件数」から作成

■自治会加入率



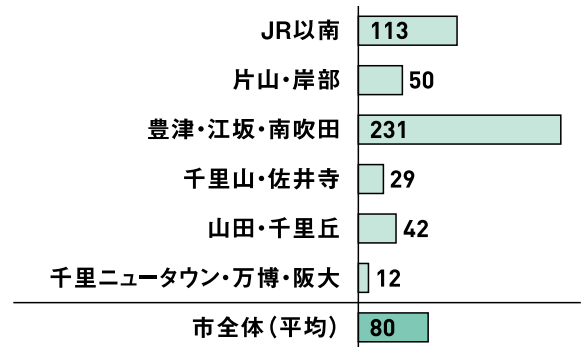
(注) 数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。
自治会加入世帯数は吹田市資料(平成28年4月1日)、
総世帯数は住民基本台帳人口(平成28年3月末日)から作成

■卸売・小売業事業所数



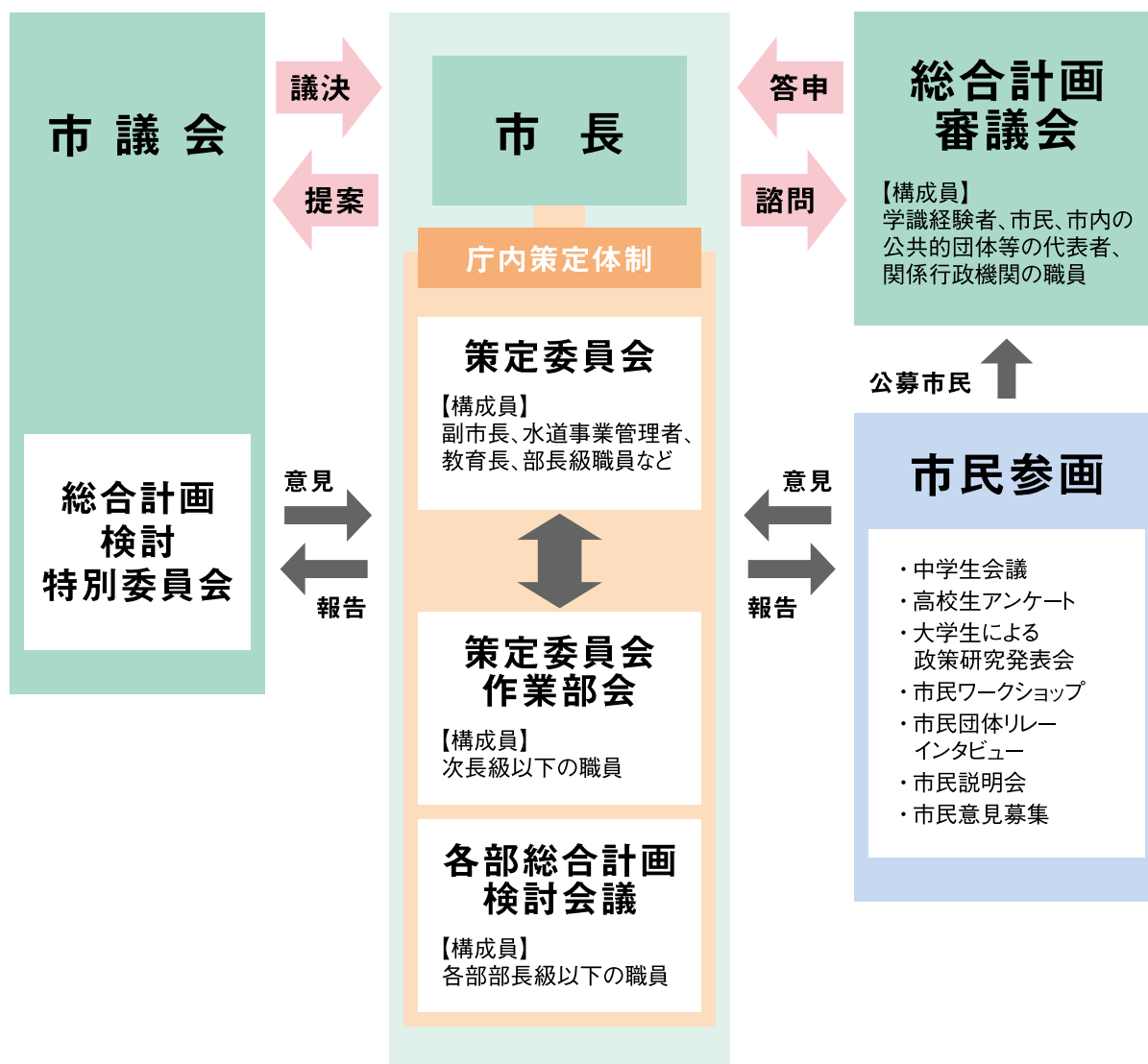
総務省「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

■製造業事業所数



総務省「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

③ 総合計画策定組織図



4 総合計画策定経過

	策定委員会等(庁内組織)	総合計画審議会	市民参画・市議会
平成28年 (2016年)	H28.5.9 政策会議にて「第4次総合計画の策定方針」を確定 H28.6.15 第1回総合計画策定委員会 (第3次総合計画の検証) H28.6.17～H28.7.19 総合計画策定委員会作業部会 (計17回) H.28.8.8 第2回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H28.8.9～H28.10.26 総合計画策定委員会作業部会 (計26回) H28.10.28 第3回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討)	H28.11.10 総合計画審議会へ基本構想 (素案)について諮問	H28.6.21 第1回総合計画検討特別委員会 H28.7.1～7.15 高校生アンケート H28.7.25 中学生ワークショップ 「中学生会議」 H28.9.3～10.23 市民ワークショップ「吹田の魅力を 再深発見!」(全6回) H28.9.6 第2回総合計画検討特別委員会 H28.10.23 大学生による政策研究発表会 ・大阪大学公共政策研究会 ・関西大学政治学研究部 H28.11.11 第3回総合計画検討特別委員会 H28.11.30～H29.3.27 市民団体リレーインタビュー (全12団体) H29.2.10 第4回総合計画検討特別委員会 H29.4.13 第5回総合計画検討特別委員会 H29.5.14・5.20 市民ワークショップ「みんなで考え よう! 吹田の未来」(全2回)
平成29年 (2017年)	H29.4.10 第4回総合計画策定委員会 (基本計画(素案)の検討) H29.4.10～H29.6.26 総合計画策定委員会作業部会 (計19回) H29.7.3 第5回総合計画策定委員会 (基本計画(素案)の検討)	基本構想(素案)の検討 《全体会》 第1回 H28.11.10 第2回 H28.11.28 《第1部会》 第1回 H28.12.1 第2回 H29.1.17 《第2部会》 第1回 H28.12.22 第2回 H29.1.19 《専門部会》 第1回 H28.12.22 第2回 H29.1.13 《全体会》 第3回 H29.1.24 第4回 H29.2.21 第5回 H29.4.5	

	策定委員会等(庁内組織)	総合計画審議会	市民参画・市議会
平成29年 (2017年)		H29.7.21 総合計画審議会へ基本計画(素案)について諮問 基本計画(素案)の検討 《全体会》 第6回 H29.7.21 《第1部会》 第3回 H29.8.17 第4回 H29.8.28 第5回 H29.10.3 第6回 H29.10.19 第7回 H29.10.26 《第2部会》 第3回 H29.8.21 第4回 H29.8.31 第5回 H29.10.27 《全体会》 第7回 H29.12.21	H29.7.14～8.14 基本構想(素案)・基本計画(素案)に対する市民意見募集 H29.7.24 第6回総合計画検討特別委員会 H29.8.4～8.8 市民説明会(市内6か所で開催) ・豊一市民センター ・千里丘市民センター ・岸部市民センター ・千里山コミュニティセンター ・勤労者会館 ・千里市民センター H29.9.28 第7回総合計画検討特別委員会
平成30年 (2018年)	H29.9.28 第6回総合計画策定委員会(策定スケジュールの変更) H30.1.25 第7回総合計画策定委員会(基本計画(素案)「基本計画推進のために」の検討) H30.6.4 第8回総合計画策定委員会(基本構想(素案)・基本計画(素案)の答申について報告) H30.7.25 第9回総合計画策定委員会(パブリックコメントの意見等を踏まえた基本構想(素案)・基本計画(素案)の修正) H30.8.6 政策会議にて基本構想・基本計画(案)を確定	H30.1.30 総合計画審議会へ基本計画(素案)「基本計画推進のために」について諮問 基本計画(素案)の検討 《専門部会》 第3回 H30.1.30 基本構想(素案)・基本計画(素案)全体の検討 《全体会》 第8回 H30.2.28 第9回 H30.3.30 第10回 H30.5.18 H30.6.4 総合計画審議会より基本構想(素案)・基本計画(素案)について答申	H30.2.1～2.22 基本計画(素案)「基本計画推進のために」に対する市民意見募集 H30.2.6 第8回総合計画検討特別委員会 H30.4.20 第9回総合計画検討特別委員会 H30.6.5 第10回総合計画検討特別委員会 H30.6.11～7.10 基本構想(素案)・基本計画(素案)に対するパブリックコメント H30.9.28 市議会にて基本構想・基本計画(案)が可決され、基本構想・基本計画が確定

5 総合計画審議会

1. 審議会委員

1号委員(学識経験者)		第1 部会	第2 部会	専門 部会
◎ 北村 亘	大阪大学 大学院 法学研究科 教授		◎	◎
○ 島 善信	大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授	◎		●
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授		●	●
井元 真澄	梅花女子大学 心理こども学部 教授	●		
尾崎 雅彦	大和大学 政治経済学部 教授		●	●
加賀 有津子	大阪大学 大学院 工学研究科 教授		●	●
岸本 みさ子	千里金蘭大学 生活科学部 講師	●		
高橋 智幸	関西大学 社会安全学部 教授	●		
2号委員(市民)				
岡本 智子	公募市民		●	
林 享佑	公募市民	●		
水木 千代美	公募市民	●		
横山 竜大	公募市民		●	
3号委員(市内の公共的団体等の代表者)				
亀谷 拓治	吹田市自治会連合協議会 副会長	●		
下谷 明伸	吹田市PTA協議会 会長	●		
寺西 信昭	アジェンダ21すいた 会員		●	
南雲 稔子	吹田市社会体育団体連絡会 副会長		●	
堀田 稔	吹田商工会議所 副会頭		●	
御前 治	一般社団法人 吹田市医師会 副会長	●		
由佐 満雄	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	●		
4号委員(関係行政機関の職員)				
本屋 和宏	大阪府政策企画部企画室 室長 (平成29年4月1日から)		●	●
吉田 真治	大阪府政策企画部企画室 室長 (平成29年3月31日まで)		●	●

※◎は会長、○は副会長(ただし、第1部会、第2部会及び専門部会の「◎」は部会長。)

委嘱期間は、平成28年11月10日から平成30年9月28日まで

第1部会 基本構想(素案)施策の大綱1～4、基本計画(素案)政策・施策(大綱1政策1～大綱4施策4)を検討

第2部会 基本構想(素案)施策の大綱5～8、基本計画(素案)政策・施策(大綱5政策1～大綱8施策1)を検討

専門部会 基本構想(素案)将来人口の推計及び都市空間、基本計画(素案)財政運営の基本方針を検討

所属・役職名は委嘱日時点

敬称略・五十音順(委員)

2. 諮問文・答申文

28吹行企第2058号
平成28年11月10日
(2016年)

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市第4次総合計画基本構想(素案)について(諮問)

吹田市第4次総合計画基本構想(素案)をこのたび別添のとおり策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により諮問いたします。

諮問の趣旨

本市では、市のめざすべき将来像を実現するため、平成18年(2006年)に吹田市第3次総合計画を策定して以降、各分野において様々な施策の推進に取り組んでまいりました。

同計画の策定から10年が経過し、社会経済情勢が大きく変化してきており、同計画の目標年次である平成32年度(2020年度)を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、様々な課題に対応するため、吹田市第4次総合計画を策定することといたしました。

このたび、庁内組織における検討を行ったうえで、吹田市第4次総合計画基本構想(素案)を策定いたしましたので、この内容についての御意見を賜りたく諮問するものです。

29吹行企第910号
平成29年7月21日
(2017年)

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市第4次総合計画基本計画(素案)について(諮問)

吹田市第4次総合計画基本計画(素案)のうち、Ⅰ.体系図、Ⅱ.政策・施策、Ⅲ.市民意識指標(体系別)について、別添のとおり策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により諮問いたします。

29吹行企第910-2号
平成30年1月30日
(2018年)

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市第4次総合計画基本計画(素案)について(諮問)

吹田市第4次総合計画基本計画(素案)のうち、「Ⅳ.基本計画推進のために」について、別添のとおり策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により諮問いたします。

平成30年6月4日
(2018年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘

吹田市第4次総合計画基本構想(素案)・基本計画(素案)について(答申)

平成28年(2016年)11月10日付け、28吹行企第2058号にて諮問のありました吹田市第4次総合計画基本構想(素案)、また、平成29年(2017年)7月21日付け、29吹行企第910号及び平成30年(2018年)1月30日付け、29吹行企第910-2号にて諮問のありました吹田市第4次総合計画基本計画(素案)について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり一部修正して答申します。

今後、総合計画で示す将来像の実現に向けて、当計画に掲げる様々な施策が的確に推進されることを期待します。

6 総合計画検討特別委員会

第4次総合計画の策定段階から議会が積極的にに関わり、あらゆる角度から調査検討を加え、市民の視点に立った総合計画とすることを目的に、吹田市議会に設置され、次の市議会議員により組織されました。

特別委員会委員

任期	平成28年(2016年)6月3日から 平成29年(2017年)6月6日まで	平成29年(2017年)6月6日から 平成30年(2018年)6月7日まで
委員名	委員長 吉瀬 武司 副委員長 松谷 晴彦 足立 将一 五十川 有香 上垣 優子 倉沢 恵 澤田 雅之 白石 透 野田 泰弘 馬場 慶次郎 藤木 栄亮	委員長 小北 一美 副委員長 松谷 晴彦 足立 将一 井口 直美 池淵 佐知子 川本 均 倉沢 恵 白石 透 馬場 慶次郎 山根 建人 吉瀬 武司

※敬称略、五十音順(委員)

7 市民参画の状況

【総合計画策定にかかる市民参画の取組】

中学生ワークショップ

みんなのまち吹田

～ミニ総合計画をつくろう～中学生会議

平成28年7月

《参加者》市内中学生 16人

《内容》本市の将来像についてのグループディスカッション、発表



高校生アンケート

平成28年7月

《対象》市内高等学校2学年 631人

(回答者数 613人)

《内容》本市のイメージや印象、満足度などに関する調査

大学生による政策研究

平成28年8月～10月

《協力団体/テーマ》

・大阪大学公共政策研究会

「吹田市における市民自治の推進について」

・関西大学政治学研究部

「地方自治体とNPOと大学の連携で学生確保を目指せ!」

《内容》市民ワークショップにて政策研究発表



市民ワークショップ(平成28年度)

「吹田の魅力を再深発見!～すいたマニアになろう～」

平成28年9月～10月(全6回)

《参加人数》延べ144人

《内容》本市の魅力の再認識・再発見をテーマに、地域資源に関するゲスト講演や大学生による研究発表、参加者による意見交換



市民団体リレーインタビュー

平成28年11月～平成29年3月

《協力団体》市民団体12団体

《内容》市民団体の活動状況や課題、まちづくりに関するインタビュー(リレー形式)

市民ワークショップ(平成29年度)

「みんなで考えよう! 吹田の未来」

平成29年5月(全2回)

《参加人数》延べ88人

《内容》10年後に実現したいことや、今後の市民・行政の取組など、吹田の未来をテーマに、ゲスト講演、参加者による意見交換



市民意見募集

平成29年7月14日～8月14日

《対象》基本構想(素案)・基本計画(素案)

《提出件数》69件(22通)

平成30年2月1日～22日

《対象》基本計画(素案)「基本計画推進のために」

《提出件数》9件(5通)

パブリックコメント

平成30年6月11日～7月10日

《対象》基本構想(素案)・基本計画(素案)

《提出件数》87件(5通)

市民説明会

平成29年8月4日～8日(全6か所)

《参加人数》延べ88人

《内容》基本構想(素案)及び基本計画(素案)の内容や検討状況の説明、参加者から意見聴取

【市民参画の取組による主な御意見】

《市民が思うまちの魅力》

- ・活発で幅広い世代の市民活動がみられる
- ・ヒメボタルなど多様な生物が生息している
- ・都市とみどりのバランスがいい
- ・歴史や文化に触れられる環境
- ・市立吹田サッカースタジアムや太陽の塔などの名所がある
- ・市民の吹田への愛郷心、地域を愛する気持ちが強い
- ・大学の公開講座など生涯学習環境が充実している
- ・公園などのみどりが多い
- ・優れた交通利便性
- ・大学が多く、学生のエネルギーにあふれている

《市民が思うまちの課題》

【大綱1】人権・市民自治

- ・ジェンダーフリーのまちの実現
- ・幅広い世代の自主性・活力による地域活動の活性化が必要
- ・市民、学生、NPOとの連携が必要

【大綱2】防災・防犯

- ・どんな自然災害にも強いまちの実現
- ・自治会などによる地域防災力の強化が必要
- ・防災・減災のための訓練などの備えが必要
- ・監視カメラがいない安全なまちの実現

【大綱3】福祉・健康

- ・認知症になっても安心なまちの実現
- ・老後も安心して暮らせる住まい環境の整備
- ・障がいに対する柔軟な支援体制の実現
- ・民生委員の活動範囲を拡大するなど、地域特性を生かしたサポート体制の実現

【大綱4】子育て・学び

- ・子育てが楽しいまちの実現
- ・待機児童の解消
- ・児童虐待を察知できる地域の実現
- ・いじめのない学校の実現
- ・栄養バランスのいい給食

【大綱5】環境

- ・自然エネルギーの活用
- ・ごみがきちんと始末されているまちの維持
- ・人にも自然にもやさしいまちの実現
- ・公害がないまちの実現
- ・市民が親しめる里山の保全

【大綱6】都市形成

- ・景観を維持する市民の活動が必要
- ・都市とみどりのバランスの維持
- ・野球やサッカーが気軽にできる公園が必要
- ・自転車専用道路の整備が必要
- ・東西の交通利便性の向上が必要

【大綱7】都市魅力

- ・失業率が低いまちの実現
- ・音楽やスポーツなど活動できる場の充実
- ・10年後も住んでいたいまちの実現
- ・全ての世代が住みやすいまちの実現
- ・積極的な魅力の発信、アピールが必要

【大綱8】行政経営

- ・縦割りではない関係機関のつながりの強化を図るべき
- ・既存施設の効果的な活用が必要
- ・50年後のインフラの寿命を考えた計画が必要

8 総合計画策定に関する条例・規則等

1. 自治基本条例

吹田市自治基本条例(抜粋)

制 定 平成18年10月11日条例第34号

最近改正 平成25年3月29日条例第31号

(総合計画)

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画(行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。
(財政運営)

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

(行政評価)

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

2. 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

制 定 平成24年6月15日条例第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 基本計画(基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 総合計画審議会規則

吹田市総合計画審議会規則

制 定 昭和41年1月10日規則第3号
最近改正 平成28年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考にと供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則(省略)

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4. 総合計画策定委員会設置要領

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成4年5月20日

最近改正 平成30年4月1日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は春藤副市長をもって充て、副委員長は辰谷副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、策定委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(各部総合計画検討会議)

第8条 職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として、各部に総合計画検討会議を置くことができる。

2 各部総合計画検討会議の運営に関する事項は、各部の総合計画検討会議設置基準で定める。

(専門研究員)

第9条 委員長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則
この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則(省略)

附 則
この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
理事(人材育成・女性活躍担当)
行政経営部長
理事(総合計画担当)
理事(公共施設最適化担当)
税務部長
市民部長
人権政策長
都市魅力部長
理事(シティプロモーション担当)
児童部長
福祉部長
理事(福祉指導監査担当)
健康医療部長
健康医療審議監
環境部長
都市計画部長
理事(住宅政策・拠点整備担当)
土木部長
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長

5. 総合計画策定委員会作業部会設置基準

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成28年5月16日

最近改正 平成28年7月1日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に吹田市総合計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。

3 作業部会の構成について、素案策定を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。

4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

別表

第1作業部会 【行政経営】	
部 会 長	企画財政室長
副 部 会 長	総務室長
部 会 員	法制室長
部 会 員	人事室長
部 会 員	資産経営室長
部 会 員	情報政策室長
部 会 員	税制課長
部 会 員	市民課長
部 会 員	債権管理課長
部 会 員	会計室長

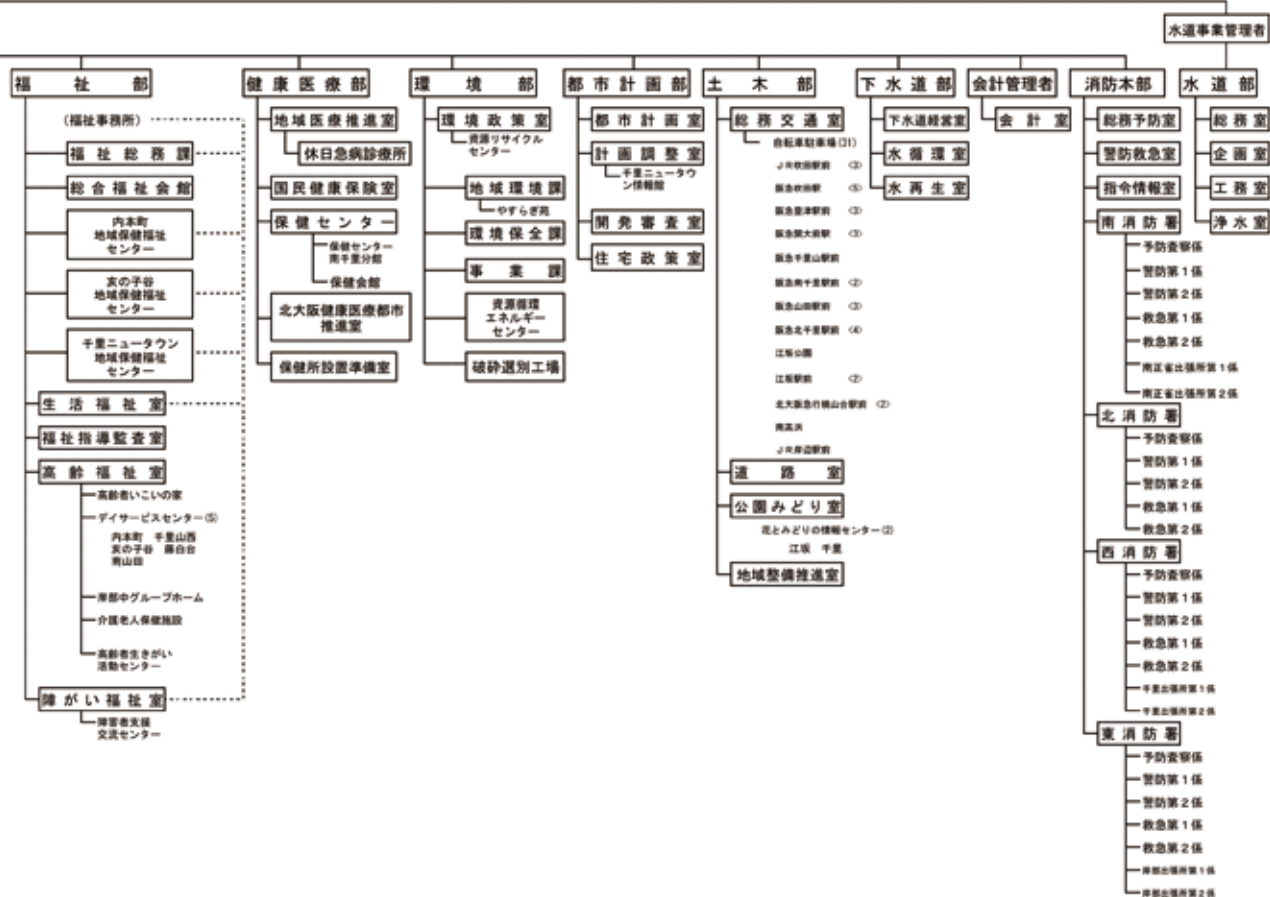
第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部 会 長	地域経済振興室長
副 部 会 長	人権平和室長
部 会 員	広報課長
部 会 員	契約検査室長
部 会 員	市民総務室長
部 会 員	男女共同参画室長
部 会 員	市民自治推進室長
部 会 員	シティプロモーション推進室長
部 会 員	文化スポーツ推進室長

第3作業部会 【福祉・保健・医療】	
部 会 長	生活福祉室長
副 部 会 長	保健センター所長
部 会 員	国民年金課長
部 会 員	文化スポーツ推進室長
部 会 員	福祉総務課長
部 会 員	総合福祉会館長
部 会 員	福祉指導監査室長
部 会 員	高齢福祉室長
部 会 員	障がい福祉室長
部 会 員	地域医療推進室長
部 会 員	国民健康保険室長
部 会 員	北大阪健康医療都市推進室長

第4作業部会 【子育て・教育】	
部 会 長	教育政策室長
副 部 会 長	子育て支援課長
部 会 員	子育て給付課長
部 会 員	家庭児童相談課長
部 会 員	のびのび子育てプラザ所長
部 会 員	保育幼稚園室長
部 会 員	こども発達支援センター長
部 会 員	教育総務室長
部 会 員	学務課長
部 会 員	保健給食室長
部 会 員	指導室長
部 会 員	教職員課長
部 会 員	教育センター所長
部 会 員	まなびの支援課長
部 会 員	中央図書館長
部 会 員	文化財保護課長
部 会 員	青少年室長
部 会 員	放課後子ども育成課長
部 会 員	子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長

第5作業部会 【環境・安心安全】	
部 会 長	危機管理室長
副 部 会 長	環境政策室長
部 会 員	地域環境課長
部 会 員	環境保全課長
部 会 員	事業課長
部 会 員	資源循環エネルギーセンター長
部 会 員	破碎選別工場長
部 会 員	総務予防室長
部 会 員	警防救急室長
部 会 員	指令情報室長

第6作業部会 【都市形成】	
部 会 長	都市計画室長
副 部 会 長	公園みどり室長
部 会 員	計画調整室長
部 会 員	開発審査室長
部 会 員	住宅政策室長
部 会 員	総務交通室長
部 会 員	道路室長
部 会 員	地域整備推進室長
部 会 員	下水道経営室長
部 会 員	水循環室長
部 会 員	水再生室長
部 会 員	水道部総務室長
部 会 員	水道部企画室長



選挙管理委員会
事務局

公平委員会
事務局

監査委員
事務局

農業委員会
事務局

固定資産評価審査委員会
事務局

10 用語集

用 語		説 明	掲載箇所
あ 行	ICT	情報や通信に関する技術の総称。 Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-2【学校教育】 8-1【行政経営】
	青色防犯パトロール	警察から青色回転灯を装備した自動車による自主防犯活動を適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が実施するパトロール。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 2-2【防犯】
	赤字地方債	臨時財政対策債など、財源不足に対応するため特例的に発行する市債。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）及び難病患者に対し、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出時においても必要となる介護を提供する事業。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-2【障がい者福祉】
	医療イノベーション	医薬品や医療機器などをはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】
	雨水排水施設	降水により発生した表面水を収集し、河川に放流するための施設。雨水ます、雨水管きょ、ポンプ施設によって構成される。浸水被害の軽減を図る、雨水を貯留・排水する増強管（貯留管）や増強ポンプなども含まれる。本市では、雨水レベルアップ整備事業として、10年に1度の雨（1時間に約50mm）に対応できる施設の整備を進めている。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
	LGBT	性的指向及び性自認に関する呼称。レズビアン（Lesbian:女性の同性愛者）、ゲイ（Gay:男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual:両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender:身体の性に違和感を持つ人）の英語の頭文字をとったもの。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-1【平和・人権】
か 行	環境美化推進重点地区	公共の場所でのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出を禁止するとともに、これらへの対策を特に必要とする地域。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】
	環境美化推進団体	自分たちの住むまちの環境美化活動を自ら実践するとともに、市と連携して啓発活動などを行う5人以上の環境美化推進員で構成する団体。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】
	ガンバ大阪	Jリーグに加盟するプロサッカークラブであり、本市、茨木市、高槻市、豊中市、摂津市、池田市、箕面市を中心に北摂・北河内地域をホームタウン（本拠地）としている。	基本構想 Ⅲ-2.吹田市の特徴 基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-3【都市魅力】ほか
	北大阪健康医療都市（健都）	JR岸辺駅北側、「健康と医療」をコンセプトとしたまちづくりを進めている、約30haのエリア。愛称:健都（けんと）。	基本構想 Ⅲ-2.吹田市の特徴 基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】ほか
	行政評価	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】

用 語		説 明	掲載箇所
か 行	グループホーム	高齢者や障がい者などが地域社会の中で自立した生活を営むため、介護従事者のサポートを受けながら、少人数で共同生活を送る住まいの場。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-2【障がい者福祉】
	景観重点地区	特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区で、景観形成地区と景観配慮地区の2種類。景観形成地区では、住民などとの合意のもと指定し、地区の特性に応じた地区景観形成基準を定め、協働により景観形成の推進を図る。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-1【都市空間】
	経常収支比率	経常的な収入のうち、義務的経費などの支出に使われる費用の割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間。	基本構想 Ⅳ.将来像 基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】ほか
	後期高齢者	本計画では、75歳以上の高齢者をさす。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】
	公共施設の最適化	市が保有する公共施設(学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ施設、ごみ焼却場などのプラント施設など)について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適な整備・再配置・維持保全などを行うこと。	基本構想 Ⅴ.施策の大綱【大綱8】 基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
	公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元金の償還(返済)及び利子の支払いに要する経費。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
	公債費比率	公債費の標準財政規模に対する割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化の要因となる。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
	高度救助隊	大規模災害などに迅速かつ確に対応できるよう、高度救助資機材などをもち、人命の救助に関する専門的で高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 2-1【防災】
	国立循環器病研究センター	全国に6つある国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)の1つで、心臓病や脳卒中、高血圧などの循環器病を専門に世界最先端の治療と研究を行っている厚生労働省所管の独立行政法人。心臓移植などの高度な医療分野において国内外で指導的な役割を果たす。平成31年(2019年)7月に北大阪健康医療都市(健都)への移転を予定している。	基本構想 Ⅲ-2.吹田市の特徴 基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】
さ 行	子育て支援コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門の職員。本市では、「のびのび子育てプラザ」などに配置している。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-1【子育て】
	個別施設計画	「公共施設総合管理計画」に基づき、市が保有する公共施設(学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ施設、ごみ焼却場などのプラント施設など)について、個別の施設ごとに施設の特性に応じた維持管理・更新などの取組内容などを整理した計画のこと。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
さ 行	災害時要援護者	大規模災害の発生時や災害の恐れがあるときに、高齢者や障がい者など、避難する際に支援を必要とする人で、家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない人。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-3【地域福祉】

用 語	説 明	掲載箇所
財政調整基金	地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
Jリーグ	日本プロサッカーリーグの通称。	基本構想 Ⅲ-2.吹田市の特徴 基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-3【都市魅力】
自主消火組織	大規模地震の発生時における地域での初期消火活動を目的とし、可搬式の消防ポンプを配置した組織。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 2-1【防災】
自主防災組織	災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、町内会や自治会などを単位として自主的に結成された組織。啓発活動や防災訓練を行う。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 2-1【防災】
自転車通行空間	自転車が通行するための道路、または道路の部分で、自転車道や自転車専用通行帯、自転車走行を誘導する路面標示などの整備により確保を図る。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
市民公益活動	ボランティアなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-2【市民自治】
市民大学講座	市民の教養を深める学びの場として、本市で実施している講座。社会情勢や現代的課題を学ぶ「特別講座」と市内大学との連携により大学の特徴を生かした「大学連携講座」がある。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-4【生涯学習】
就労継続支援 (非雇用型)事業所	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-2【障がい者福祉】
障がい者就職応援フェア	本市、ハローワーク淀川、吹田商工会議所の連携による、障がい者の就労支援を目的とした合同就職面接会。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-1【地域経済】
小地域ネットワーク活動	地区福祉委員会による地域住民のつながりづくりを目的としたさまざまな援助活動。「ふれあい昼食会」「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-3【地域福祉】
情報発信プラザ (Inforestすいた)	産業や観光資源など本市のさまざまな都市魅力を市内外に向けて発信する施設。「Inforest」は、information(情報)、forest(森)、rest(憩う)を組み合わせた造語。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-3【都市魅力】
吹田市民はつらつ 元気大作戦	1人でも多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組むことにより、市民の健康寿命延伸が図られるよう、介護予防の普及啓発に力を入れる観点から、教室や講座、健康づくり活動への支援など、介護予防に関するさまざまな取組に愛称をつけたもの。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】
水道基幹管路	水道管の中でも重要な役割を担う管路。導水管(水源から浄水場まで水を送る水道管)、送水管(浄水場から配水池まで水を送る水道管)、配水本管(配水池から各家庭に水を送る水道管の内、幹線の役割を有するもの)をさす。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがある。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】

用 語		説 明	掲載箇所
さ 行	性的マイノリティ	LGBTなどを含む、性的少数者。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-1【平和・人権】
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。	基本構想 Ⅲ-4.吹田市を取り巻く 社会潮流 基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】ほか
た 行	太陽の広場	地域ボランティアの協力のもと、放課後などに児童が安心安全に過ごしながら、さまざまな体験や活動が行える場。各小学校区において実施。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-3【青少年育成】
	太陽光発電システム	ソーラーパネルを用いて太陽光から発電した電気を家庭などで利用できるようにするシステム。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員としてともに生きていくこと。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-2【文化・スポーツ】
	Wリボンプロジェクト	女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、W(ダブル)リボンマークを旗印に、DVや児童虐待に関する講座の開催やピンバッジの販売などの活動を行うプロジェクト。なお、Wリボンマークは、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて本市が独自で考案したもの。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-1【平和・人権】
	団塊の世代	第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームの時期に生まれた世代。一般的には昭和22～24年(1947～1949年)に生まれた人々をさす。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】
	地区整備計画	地区の住民などが主体となってつくる地区計画の目標や方針に従って、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、具体的にルールを定める計画。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-1【都市空間】
	地区福祉委員会	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある(平成30年(2018年)5月時点)。自治会、高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されている。「小地域ネットワーク活動」を中心に、地域の実情にあわせて多彩な活動を行っている。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-3【地域福祉】
	地方分権改革	住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことをめざす改革。	基本構想 Ⅲ-4.吹田市を取り巻く 社会潮流 基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】
	低炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を革新し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会。	基本構想 Ⅲ-4.吹田市を取り巻く 社会潮流 基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】
	特定健康診査 (吹田市国保健康診査)	糖尿病などの生活習慣病の予防を目的とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。本市では、40歳以上74歳以下の吹田市国民健康保険の被保険者を対象に実施している。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】

用 語		説 明	掲載箇所
た 行	都市機能	居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市におけるさまざまな活動に対して、さまざまなサービスを提供する役割。	基本構想 Ⅳ-2.都市空間の方向性 Ⅴ.施策の大綱【大綱6】
	都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の1つ。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
	都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。	基本構想 Ⅴ.施策の大綱【大綱6】 基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
	土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。	基本構想 Ⅲ-2.吹田市の特徴 基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-1【都市空間】
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力なども含まれる。DVはDomestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-1【平和・人権】
な 行	認知症サポーター	認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】
	認定こども園	就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-1【子育て】
は 行	パブリックコメント	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く市民から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 1-2【市民自治】
	バリアフリー 重点整備地区	駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】
	PDCAサイクル	P (Plan:計画)、D (Do:実行)、C (Check:評価)、A (Action:改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。総合計画においては、P (基本構想、基本計画、実施計画の立案)、D (事業実施)、C (行政評価)、A (翌年度の実施計画などへの反映) のサイクルにより進行管理を行う。	基本構想 Ⅱ-1.総合計画の役割 基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために ほか
	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩み、就業などに関する助言・情報提供を行う相談支援。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-1【子育て】
	標準財政規模	標準的な状態で通常見込まれる経常的な収入の規模。	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために
	福祉的就労	障がいのある人が、障がい福祉サービス事業所などの福祉的な支援のある環境で就労すること。雇用契約に基づく就労と雇用契約のない就労があり、障がいの特性にあわせた就労が可能。また、一般就労 (企業などでの就労) に進むための支援もある。	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-2【障がい者福祉】